犬・猫の飼い主のみなさんへ

犬・猫のふんや尿が、道路や庭などに放置され、 困っているという苦情が寄せられています。

犬・猫のふん尿は 飼い主が責任をもって 後始末しましょう!



- ●排せつは、自宅の決まった場所でするよう習慣づけましょう。
- ●散歩中に排せつした場合は、ふんは持ち帰り、尿はペットボトル等に入れた水で流してください。
- ●飼い主としてのマナーを守らない場合には、3万円以下の過料を科することがあります。

犬・猫に関するお悩み、困りごとはお気軽に下記にご相談ください。

- ○新潟県動物愛護センター(関原町1) ☎21-5501
- ○長岡市環境業務課(寿3) ☎24-2837 または各支所市民生活課